

6. 規約

放射線被曝者医療国際協力推進協議会規約

(名 称)

第1条 この協議会は、放射線被曝者医療国際協力推進協議会(以下「協議会」という。)という。

(目的及び事業)

第2条 協議会は、人類で最初に原子爆弾による惨禍を被った広島が有する被曝者治療の実績及び放射線障害に関する調査研究の成果について、国内外の被曝者の医療に有効に生かしていくための体制をつくり、もって広島の世界への貢献と国際協力の推進に資することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、協議会は次の事業を実施する。

- (1) 国内外からの医師等の研修受入れ
- (2) 国内外への医師等の派遣
- (3) 放射線被曝者医療に関するデータの収集整理及びその提供
- (4) 関係機関相互の連携体制の強化に関する調査研究
- (5) 人材育成及び情報発信拠点の機能に関する調査研究
- (6) その他放射線被曝者医療の国際協力を推進するために必要な調査研究等

(理事会)

第3条 協議会の最高決定機関として、次の各号に掲げる理事で構成する理事会を置く。

- (1) 一般社団法人広島県医師会会長
- (2) 一般社団法人広島市医師会会長
- (3) 広島大学理事(医療担当)
- (4) 広島大学病院院長
- (5) 広島大学原爆放射線医科学研究所所長
- (6) 公益財団法人放射線影響研究所理事長
- (7) 公益財団法人広島原爆障害対策協議会会長
- (8) 広島赤十字・原爆病院院長
- (9) 広島県副知事
- (10) 広島市副市長

(11) 学識経験者若干名

- 2 前項第11号に掲げる理事は、前項第1号から第10号までに掲げる理事の総意により選任する。
- 3 理事会に、会長1名及び副会長2名を置く。
- 4 会長及び副会長は、理事の中から互選する。
- 5 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 7 会長の任期は2年とし、再任を妨げない。

第4条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会は、理事の2分の1以上の出席により成立するものとし、議長は会長とする。
- 3 理事会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 事業計画に関する事
 - (2) 予算・決算に関する事
 - (3) 規約等に関する事
 - (4) 理事の就任に関する事
 - (5) その他、会長が必要と認めた事項に関する事
- 4 やむを得ない理由により、会議に出席することができない理事は、書面により他の出席理事に表決を委任することができる。この場合、第2項の適用については出席したものとみなす。
- 5 理事会は毎年1回以上開催する。
- 6 理事会は、必要に応じて書面により開催することができる。

(特命理事)

第5条 会長は、理事会に特命理事を置くことができる。

- 2 特命理事は、会長が理事の中から指名し、会長が特に認めた重要案件に係る事業の執行について、幹事会を指揮することができる。
- 3 特命理事は、必要に応じて幹事会に出席することができる。

(幹事会)

第6条 協議会に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、第3条第1項第1号から第10号に定める理事がその所属する機関の職員の中から指名した幹事で構成

する。

- 3 幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 幹事は、会長が委嘱する。
- 5 幹事会に代表幹事及び副代表幹事の各1名を置く。
- 6 代表幹事及び副代表幹事は、幹事の互選により決定し、幹事会を主宰し、統括する。
- 7 副代表幹事は代表幹事を補佐し、代表幹事に事故あるとき又は代表幹事が欠けたときは、その職務を代行する。

第7条 幹事会は、代表幹事が招集する。

- 2 幹事会は、幹事の2分の1以上の出席により成立するものとし、議長は代表幹事とする。
- 3 幹事会は、第2条第2項に定める事業の企画・立案を行い、並びに当該事業の業務を執行するとともに、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 理事会に付議すべき事項
 - (2) 理事会が議決した事項の執行に関する事
 - (3) その他、理事会の議決を要しない業務の執行に関する事
- 4 幹事会は、必要に応じて書面により開催することができる。

(参 与)

第8条 協議会に参与若干名を置く。

- 2 参与は、理事会の諮問に応じ、必要に応じて理事会に意見を述べることができる。
- 3 参与は、会長が委嘱する。

(ワーキンググループ)

第9条 協議会に、会長に命じられた事項を調査し、整理するために、ワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループの構成員は会長が指名する。

(事務局)

第10条 協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、広島県健康福祉局被爆者支援課に置く。
- 3 事務局に事務局長及び事務局次長を置く。
- 4 事務局長は広島県健康福祉局被爆者支援課長を、事務局次長は広島市健康福祉局原爆被害対策部調査課長をもって充てる。

(会 計)

第11条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 協議会の事業運営に要する経費は、広島県・広島市の負担金等をもって充てる。

3 協議会の会計を監査するために会計監事2名を置き、広島県健康福祉局健康福祉総務課長及び広島市健康福祉局健康福祉企画課長をもって充てる。

(雑 則)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。